

# 病院総合医3団体共同認定【基準／指針】細則

## I. 費用

- (1) 本事業に参加する研修者は、以下の費用を負担するものとする。

### 会員施設勤務医師

#### <登録認定料>

- － 本事業に参加する際、登録認定料として3万円（税別）を納入する。  
なお、認定証の紛失等で再発行が必要な場合は、3千円（税別）の手数料を納入する。

#### <更新料>

- － 認定期間は5年とし、更新の際は更新料2万円（税別）を納入する。

### 未加入施設勤務医師

#### <登録認定料>

- － 本事業に参加する際、登録認定料として10万円（税別）を納入する。  
なお、認定証の紛失等で再発行が必要な場合は、1万円（税別）の手数料を納入する。

#### <更新料>

- － 認定期間は5年とし、更新の際は更新料5万円（税別）を納入する。

上記の費用は、事業運営のための経費に充てられ、その詳細は病院総合医養成委員会の決定に従う。  
なお、認定審査の結果に関わらず、納付済みの登録認定料および更新料は返還しないものとする。費用の改定が必要となった場合、病院総合医養成委員会の承認を経た上で、適用開始日を定めるものとする。

## II. 他施設での研修について

- (1) 他施設での研修

自院のみでの研修が困難な場合は、他施設で研修を行い、認定に必要な評価項目を達成させることができる。

- (2) 病院総合医研修者の給与、保険等

他施設での研修を行う者の給与、雇用保険等については、原則として派遣元が支払う。  
概ね3ヶ月を超えて他施設で研修を行う場合は、派遣元と研修先で協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

- (3) 研修時の責任

他施設での研修を行う者は、個人において医師賠償責任保険等に加入することが望ましい。仮に研修時に事故や不祥事等を起こした場合、派遣元、研修先、本人の三者で協議し信義誠実の原

則に基づき円満に解決するものとする。

### Ⅲ. 研修担当医師について

研修担当医師は、研修者の「評価（チェックリスト）を行う担当者」とする。

### Ⅳ. 研修の辞退について

海外留学、災害、病気療養、出産、その他やむを得ない理由により研修を辞退する際は、事前に理由を付した書面にて病院総合医養成委員会に申し出ること。なお、既に納入した登録認定料等の諸費用は返却しない。

### Ⅴ. 本細則の運用について

本細則で規定するもののほか、運用に必要な事項については、適宜変更する。

附則

病院総合医3団体共同認定【基準／指針】 細則

2025年 9月 17日 施行